

公益財団法人山梨県市町村振興協会評議員及び役員の費用弁償に関する 規程

〔平成 24 年 3 月 26 日〕
協会規程第 16 号

（目的）

第 1 条 この規程は、公益財団法人山梨県市町村振興協会定款（以下「定款」という。）第 13 条第 2 項及び第 27 条第 2 項の規定に基づき、公益財団法人山梨県市町村振興協会の評議員並びに理事及び監事（以下「役員」という。）の費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（費用の弁償）

第 2 条 評議員又は役員が、この法人の評議員会又は理事会に出席したとき及び監事が監事の職務に従事したとき（以下「従事等」という。）は、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、交通実費の額とする。

（費用弁償の種類及び金額）

第 3 条 評議員又は役員が遠隔地から従事等をするため、特別の経費を要する場合は、公益財団法人山梨県市町村振興協会旅費規程について定められているものの例によるものとする。

（支給方法）

第 4 条 会議に出席する都度、現金により支給する。

2 前項の規定にかかわらず、自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（委任）

第 5 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人山梨県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。